

5

平成 29 年度 証券ゼミナール大会
第 2 テーマ B ブロック

資産形成手段としての 投資信託

10

15

北星学園大学 山口ゼミナール

20

目次

序章

第 1 章 投資信託とは

1 章 1 節 投資信託とは

5 2 節 投資信託の仕組み

3 節 投資信託の種類

第 2 章

第 3 章 日本と米国

3 章 1 節 米国の投資信託普及状況

10 (1)投資信託の歴史的背景

(2)投資信託制度

(3)401(k)プラン

(4)IRA (Individual Retirement Account 個人退職勘定)

2 節 日本と米国の比較

15 3 節 日本の課題解決に向けて

第 4 章 確定型拠出年金

1 節 確定型拠出年金概要

2 節 個人型確定拠出年金年金 (iDeCo)

第 5 章 今後望ましい投資信託の在り方

20 1 節 投資信託の現状から考える問題提起

(1)投資信託の現状

(2)投資信託の抱える問題点

2 節 投資信託の抱える問題点の解決

(1)問題点の解決に向けた条項整理

25 (2)具体案と併せた問題解決へ向けての提言

終章

参考文献

序章

低金利、金融リテラシーの欠如など日本経済を取り巻く家計の資産形成はほとんどが貯蓄に回されていると言っても過言ではない。経済団体は「貯蓄から投資へ」のスローガンの下、投資を促す政策を進めてきた。だが、それも効果的といえるほどの成果は出ていない。貯蓄の利回りだけでは十分な資金といえることができない現状にあるため、家計には投資による資産形成が必要なのだ。

本稿では初めに投資信託について整理し、いくつかの問題を明確化する。米国と比較することで、現状の問題を把握する。その後、具体的な提言と併せ投資信託の今後の在り方を提案することで、今後の日本における投資信託の重要性を考えていく。

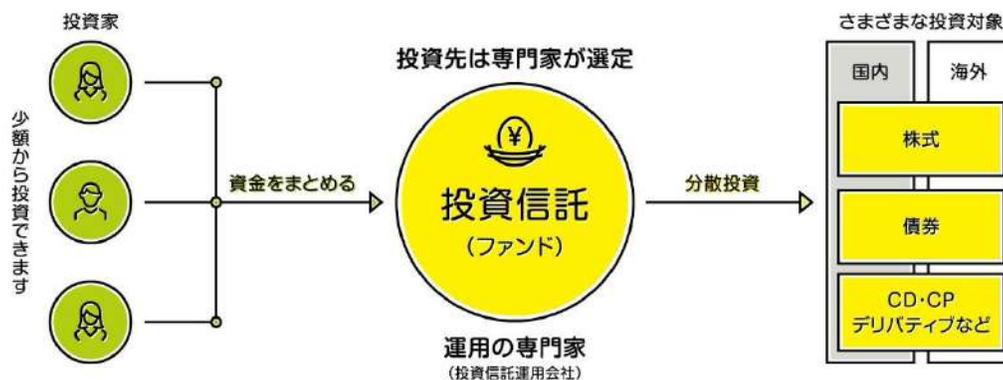
第1章 投資信託とは

1節 投資信託とは

5 投資信託とは、投資家から集めたお金を一つの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品でその運用成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融証券である。小額投資が可能で株式や債券投資より気楽に始めることができ、資産をいくつかの商品に分けてリスクを分散させる分散投資なので、リスクを軽減することができる。投資信託の運用成績は市場環境などによって変化し、投資信託の購入後に運用が上手くいき利益を得られることもあれば、上手くいかずに投資した額を下回って損をすることもある。投資信託には元本保証がないためだ。また、運用を専門家に信託するため、信託報酬という手数料が発生する。この手数料は運用会社によって異なるため注意が必要である。

15

図 1-1 投資信託の概要



投資信託協会、『そもそも投資信託とは？』

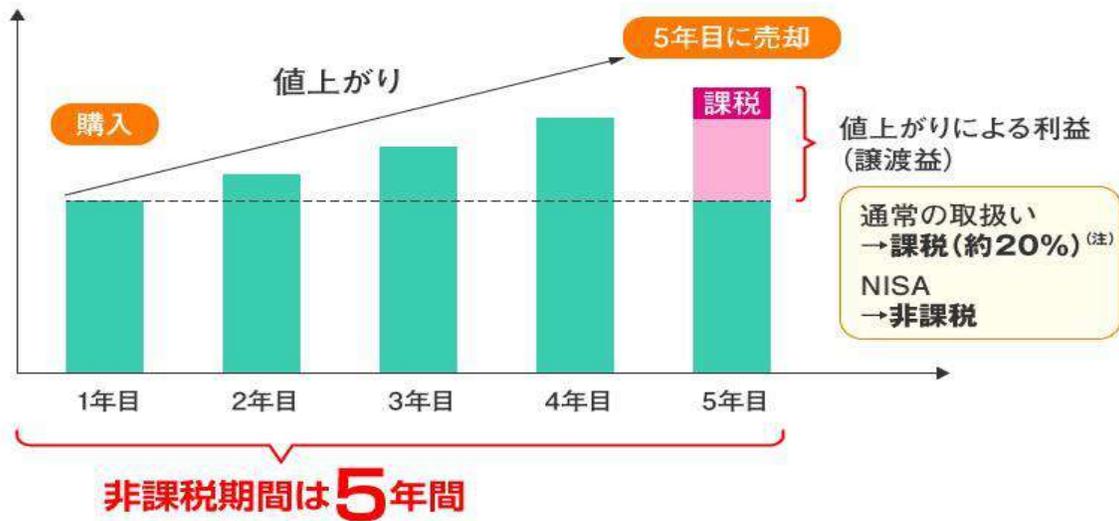
<https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/about/what/>

20

NISA（小額非課税制度）の口座を利用すると、最長5年間毎年120万円を上限に購入した投資信託が値上がりした後に売却する場合や、投資信託を保有している間の分配金などにかかる税金が非課税になる。

図 1-2 NISA の概要

①購入した株式・投資信託等が値上がりした後に売却した場合



(値上がり後に売却したことによる利益が非課税に) (注)復興特別所得税を含めると、20.315%になります。

金融庁、『NISA の概要』

<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/overview/index.html>

図 1-3 NISA

②購入した株式・投資信託等を保有している間に配当金などを
受け取った場合



金融庁、『NISA の概要』

<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/overview/index.html>

5

現在の信託制度は、英国で発展したもので、英国における起源をたどると、中世の USE(ユース)の習慣であるといわれている。USE は 12 世紀ごろから十字軍兵士の出従中における土地等の管理のために用いられ、13 世紀には国王からの土地没収・負担回避のために土地を寄進する形で利用された。そしてその信託制度は英国の植民地であった米国の独自に発展を遂げた。米国は、新興国であったことから地縁・血縁関係のない人々が集まっており、受託者の適任者がいなかったため、受託者を会社組織とする営業信託が行われるようになった。民事信託を中心とする英国に対し、米国では有償かつ法人を受託者とする営業信託を中心として信託制度が発展していった。日本で「信託」という言葉が使われたのは、1900 年に制定された日本興業銀行法である。また、日清戦争、日露戦争を契機とした重工業の資金確保に当たり、債券発行における担保管理の手段として信託を活用するため、1905 年に担保腑社債信託法が制定された¹。

10

15

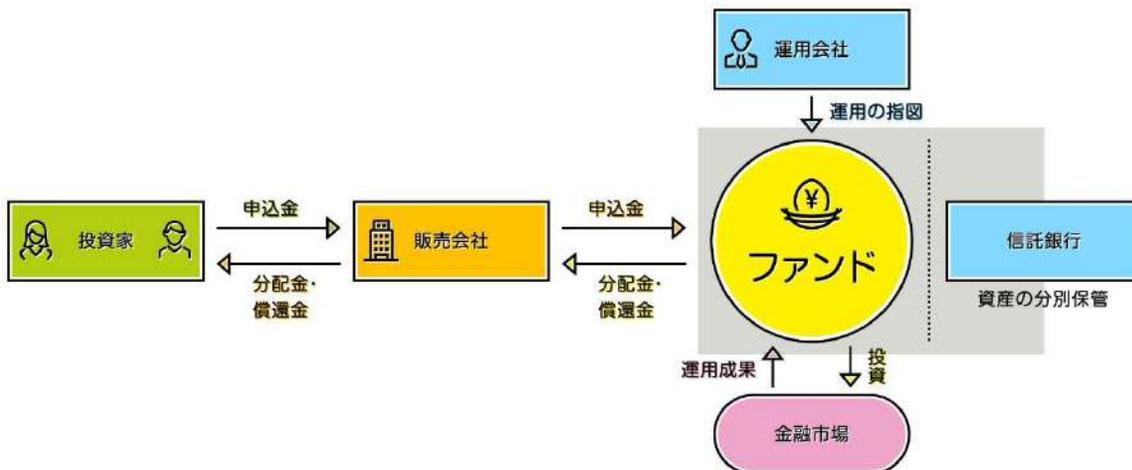
¹ 『投資信託はいつ生まれた？man@bow まなぼう』

2 節 投資信託の仕組み

投資信託は、投資信託運用会社で作られている。主に、証券会社、銀行、郵便局などの販売会社を通じて販売され、多くの投資家から資金を集める。その資金は一つにまとめられ資産管理を専門とする信託銀行に保管しておく。運用会社はその資金をどこにどのように投資するかを考えその投資の実行を信託銀行に指図する。このことを運用指図といい、運用会社がその権限を持っている。

投資信託とは、販売・運用・資産の保管などの業務を行う、それぞれの機関が役割を果たすことで成り立つ商品である。

10 図 1-4 投資信託の仕組み



投資信託協会、『投資信託の仕組み』

<https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/about/scheme/>

15 投資信託協会の定める投資形態には、ファミリーファンドと、ファンド・オブ・ファンズの2つがある。

1. ファミリーファンド

複数の投資信託の資金をまとめ、マザーファンド（親投資信託）と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する運用方式である。一般の投資家はベビーファンドと呼ばれるファンドを購入しベビーファンドがマザーファンドに対して投資を行う。

図 1-5 投資信託の形態 1



マザーファンドとベビーファンドを組み合わせた仕組みをファミリーファンドと呼びます。この例だと、運用会社は低コストで分配の仕方が異なる1つの投資信託を組成できます。

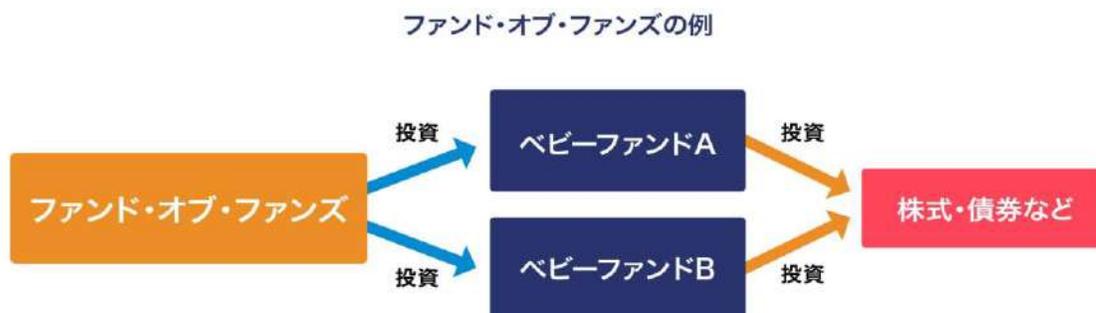
投資信託協会、『運用対象での分類』

5 <https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/type/category/>

2. ファンド・オブ・ファンズ

投資信託や投資法人に投資する投資信託である。投資信託を組み合わせることによってより分散を図った運用をすることでリスクを軽減させる効果がある。

10 図 1-2 投資信託の形態 1



ファンドオブファンズは、複数の投資信託に投資する投資信託のことです。
この例だと、ファンドオブファンズは、ファンドAとファンドBに投資を行い、ファンドAとファンドBの成果を受けることができます。
なお、ファンドオブファンズは投資報酬を2重に支払っていることに注意する必要があります。

投資信託協会、『運用対象での分類』

3 節 投資信託の種類

(1) 制度上の形態

- 5 投資信託の種類は次のような制度上の区分によって、いくつかの形態に分類される。大別すると第一に運用会社と信託銀行が信託契約を結ぶことによってできる契約型、投資を目的とする法人を設立することによってできる会社型(投資法人)がある。

- 10 購入できる時期によって単一型と追加型に分けられる。この単位型というのは、投資信託が立ち上がる期間のみに購入できるもので、投資信託の運用が開始されると追加購入できない。単位型は毎月同じシリーズのものを募集する定時型追加型と、その月の相場に合わせて単発で募集されるスポット型に分けられる。追加型とはオープン型とも呼ばれており、自由に買い付けや解約ができる。

15 (2) 購入の対象

多数の投資家に取得させることのできる公募、機関投資家などや、ごく少数の投資家に取得させることを目的とした私募がある。

(3) 払い戻し

原則的に運用期間中払い戻しを応じるオープンエンド型と運用期間中に払い戻しに応じないクローズエンド型に分けられる。

(4) 株式への投資

- 5 約款に株式に投資できることが記載されている株式投資信託と株式には投資をしないと記載されている公社債投資信託がある。これらには収益にかかる税率が異なる。

なお、投資信託には商品によって投資対象が様々である。そのため投資信託協会は統一的な投資信託分類法である商品分類を制定している。

10

図 1- 3 商品分類表

商品分類表				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型 特殊型
追加型	海外	債券	MRF	
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合	ETF	

投資信託協会、『運用対象での分類』

<https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/type/category/>

15

投資対象地域は主な投資収益が実質的にどこの資産を源泉とするものかと区分する。投資対象資産の不動産投資（リート）は主な投資収益が実質的に不動産投資信託および不動産投資法人を源泉とするものである。その他資産はコモディティ（活必需品や日用品などの商品）、デリバティブ（先物取引、スワップ取引、オプション取引）のことを指す。独立区分の MMF（マネー・マネジメント・ファンド）とはマイル期決算を行い国内外の公社債や短期の金融商品を

20

中心に運用する公社債投資信託のひとつである。購入・換金は1円以上1円単位で行われる。一般的に買い付けから30日未満に換金すると、1万口につき10円の信託財産留保額がかかる。MRF（マザー・リザーブ・ファンド）とは、毎月決算を行い、安全性の高い国内外の公社債や、短期の金融商品を中心に運用する公社債投資信託で、MMFとの違いは証券総合口座において資金をいったんプールするための商品として用いられていることだ。受益者数も多く、購入換金は1円以上1円単位で行われている。ETF（エクスチェンジ・トレード・ファンド）は上場投資信託といい日経平均株価や、東証株価指数（TOPIX）などの指標に連動するように運用され、証券取引所に上場されている投資信託である。

第 2 章 日本の投資信託の問題点

本章では、日本の投資信託における問題点を、第 1 節で認知度・金融リテラシー問題・NISA 制度の 3 段階に分けて問題点を追いながら、日本の投資信託の現状を把握し、明確にする。また、それから見えてくる資産形成手段として、第 2 節では、長期的な資産形成手段としての投資信託の在り方と、老後の資産形成の問題について論述する。

1 節 日本の投資信託の現状と問題点

10 (1) 投資信託の認知度

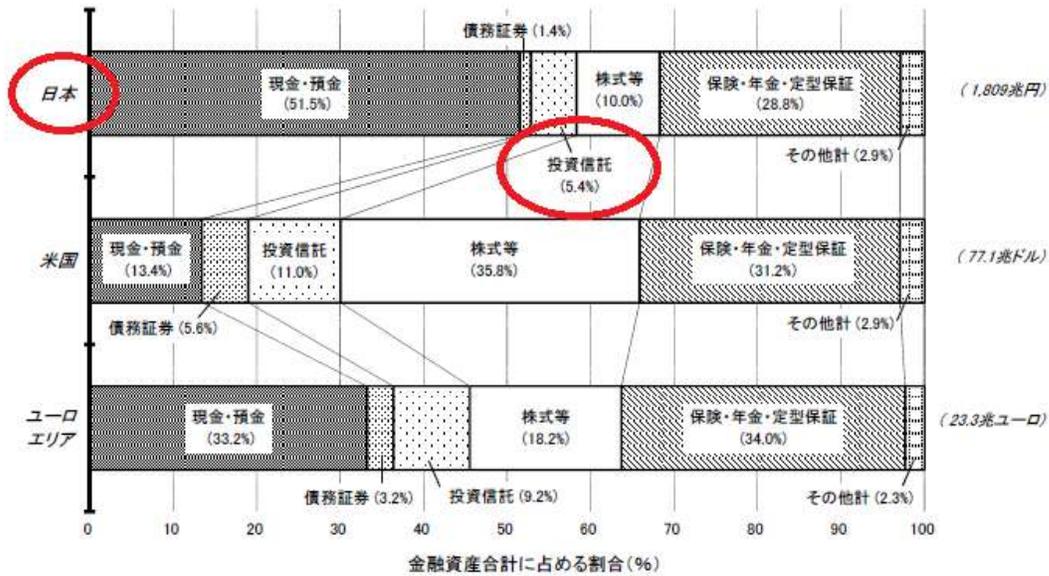
現在の日本は超低金利であり、貯金をしても金利がほとんどつかないのが現状である。そこで、「貯蓄から投資へ」という言葉を掲げ、貯金よりも投資にお金を回して賢くお金を運用しましょうという流れが日本に見られ始めた。この流れを促す 1 つの政策とされているのが投資信託であるが、図 2-1 より日本の家庭金融資産のうち、投資信託の割合は 5.4%と低く、家庭金融資産の約 11%を投資信託が、さらに株式等が 35.8%を占めているアメリカに比べ、非常に低い数字であることが判断できる。更に、日本の投資信託は人気商品ほど入れ替わりが激しく、平均保有年数は 2.6 年とされている。これは長期運用とは言い難い現状である。

では、アメリカで投資信託が資産運用の一つとして多くの人々が利用しているという状況は、どうして起こっているのか。アメリカでは個人の確定拠出年金が一般人に普及されており、運用経験の豊富な人が多い。また日本とは違い、税金の確定申告・納税は個人の責任の為、コストに対する認知度が非常に高いとされている。また、日本の投資信託が 1951 年に誕生したのに比べ、アメリカやイギリスでは 100 年以上もの歴史をもっている。つまり、多くの人々の間に投資信託を周知させるには十分な年月が流れている。他方、図 2-2 よりアメリカは投資信託の市場規模が日本と比べてはるかに大きく、投資信託の残高は日本の 10 倍以上、世界の投資残高の約半分を占めるとされている。また、アメリカでは、投資信託＝長期投資のイメージが広く浸透しており、80 年以上も運用される超ロングセラー商品の存在もあ

ことで、市場規模が大きく、日本とは全く異なる状況にいることがわかる。

30

・ 図 2-1 金融資産合計割合



*「その他計」は、金融資産合計から、「現金・預金」、「債券証券」、「投資信託」、「株式等」、「保険・年金・定型保証」を控除した残差。

日本銀行調査統計局、『家庭金融資産構成』

<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>

5

・ 図 2-2 投資信託の世界統計

順位	国名	残高(10億ドル)	順位	国名	残高(10億ドル)
1	米国	20,377	6	オーストラリア	1,827
2	ルクセンブルグ	4,500	7	英国	1,701
3	アイルランド	2,545	8	日本	1,598
4	フランス	2,136	9	中国	1,379
5	ドイツ	2,128	10	カナダ	1,192

一般社団法人投資信託協会、「投資信託の世界統計」、『投資信託残高上位 10 カ国 (2017年6月末)』

10 <https://www.toushin.or.jp/statistics/world/>

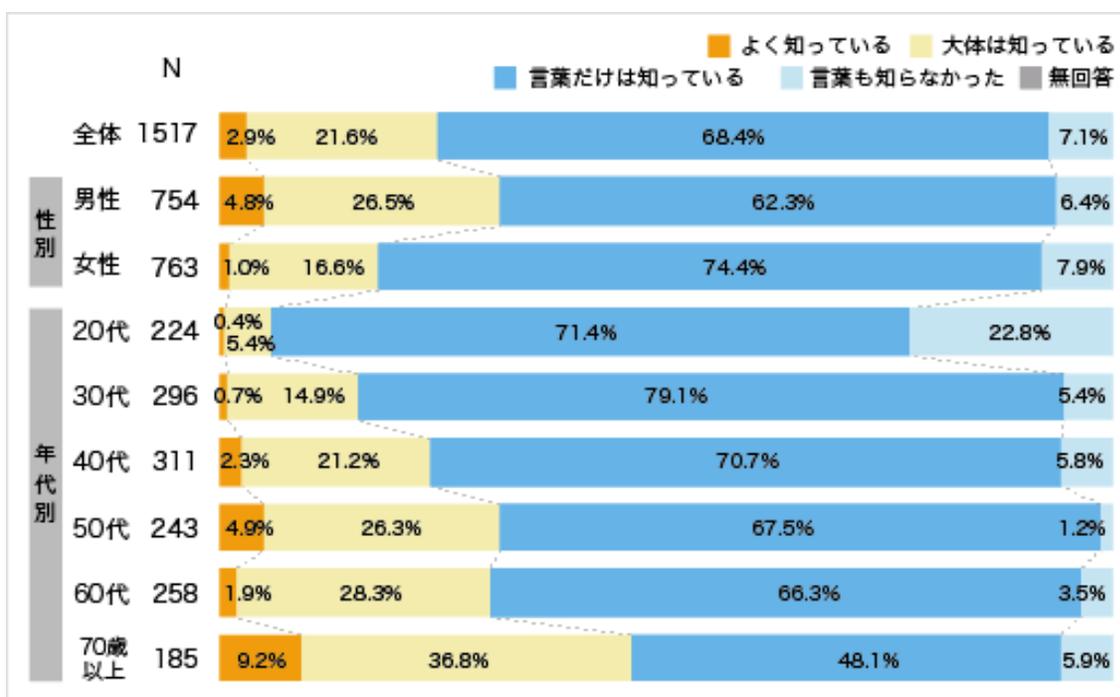
(2) 日本の金融リテラシー問題

投資信託の認知状況を見てわかる通り、日本での投資信託の知名度は決して高いとは言えないのが現状である。なぜ日本での認知度が低いのか、言葉は知っているが投資信託が長期的な資産運用として日本に定着しないのはなぜか。理由は金融リテラシー教育と各々の金融リテラシーにあると考える。本章では、資産形成手段としての投資信託を議題とする為、投資信託を購入する家計の金融リテラシー問題に焦点を絞って論述する。

家計に必要な最低限の金融リテラシーは以下のとおりである。保険商品のリテラシーとして、1) 自分にとって保険でカバーすべき事象が何かの理解 2) カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解。ローン・クレジットに関するリテラシーは、3) 住宅ローンを組む際の留意点の理解 4) 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化。資産形成商品についてのリテラシーは、5) 人によりリスクの許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことへの理解 6) 資産形成における分散の効果の理解 7) 資産形成における長期運用の効果の理解。更に、金融知識及び金融事情の理解として必要になるのが、1) 契約にかかる基本的姿勢の習慣 2) 情報入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化 3) インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることへの理解 4) 金融経済教育において基礎となる重要な事項や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解 5) 取引の実質的なコストについて把握することの重要性の理解。これらのリテラシーが金融取引を運用・理解するうえで最低限必要とされている。これら金融リテラシーの教育を日本ではいつ、どの段階で行っているのか。図 2-4 に示したように、中学生の段階より、社会に出る直前の段階である高校生のうちに家計の資産形成に関する金融リテラシーの教育をされていることがみられる。平成 28 年 2 月 29 日 (月) ~ 3 月 17 日 (木) で全国の 18~79 歳の個人 25,000 人に向けた金融リテラシー調査が日本証券業協会により行われ、インターネットのモニター調査の結果が HP に載せられていた⁷。そこには、実際に「金融教育を受けた」人と、「金融教育を受けるべきである」との意見を持つ人の回答に大きな差が存在していることが結果として表れていた。さらに、米国との共通の正誤問題に関する正答率の比較が出ており、日本は 47% の正

答率に対して、米国では 57%の正答率と、10%も下回る結果が出ていた。この結果のうち「金融教育を受けた」と回答した学生の正答率は 56.4%、そうでない学生の正答率は 38.2%と、全年齢層平均を 55.6%も上回っていることが明らかにされていた。この結果から、「金融リテラシー教育を受けるべきである」という意見は、家計の金融リテラシー向上のために、各々が持つべき意見として正しいものであり、家計で投資信託を買うようになると益々必要な要素になってくると考える。

・ 図 2-3 投資信託の認知状況



10 一般社団法人投資信託協会、『投資信託の認知状況』

<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/#c24881>

・図 2-4 金融リテラシー・マップ

分類4. 金融分野共通

金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に即した金融商品の利用選択についての理解（報告書：項目6に相当）

取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解（報告書：項目7に相当）

	小学生			中学生	高校生
	低学年	中学年	高学年		
	お金にかかわって様々な経験・知識・技能を身につける過程。買い物、こづかい、お年玉、手紙などの体験を通じて、お金や社会・経済に関心をもち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、 社会の中で生きていく力の基盤を形成すること が望まれる。お金に関する知識は当初ペアレントであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、 将来の自立に向けた基本的な力を養う時期 。こづかい管理や買い物などの経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期 。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。簿記簿紙などで主体的な利用も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を希望できる状態に近づけたい。
項目6	お金や金融の はたらき	○ものやサービスを購入するとき、お金を払う必要があることを理解する ○お金は貯めて将来使えることを理解する ○銀行や郵便局に預貯金し、利息について理解する	○暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する ○銀行の基本的機能について理解する	○お金の役割を整理して理解する ○金融機関の種類と機能について理解する ○間接金融、直接金融のしくみについて理解する ○中央銀行の機能について理解する ○金利のきまり方を理解する ○銀行の決済機能について理解する ○各種カードの機能、しくみを理解する	○お金の役割を理論的に把握する ○間接金融、直接金融の機能・特徴について理解する ○金利の機能と変動の理由について理解する ○中央銀行の機能について理解を深める ○電子マネー等、様々な決済手段について理解する
	貯蓄・資産 運用		○金利計算（単利計算）ができる ○主な商品を知り、利息の違いについて理解する	○期間と金利の関係（複利計算）を知り、継続して貯蓄に取り組み態度を身につける ○株式や債券について理解する ○お金を投資する意義について考える ○リスクとリターンの関係について理解する	○貯蓄、株式、保険等、様々な金融商品の内容を理解する ○金融商品のリスクとリターンについて理解する ○資金運用のバランスを考え、自己責任で選択する意義を学ぶ ○債権と株式の違いを考える ○お金の価値と時間との関係について理解する
経済変動 と経済政策		○自分の暮らしや地域の生産活動と 景気変動の関係に気づく	○景気が変動すると暮らしや社会が どうなるかを理解する	○経済が変動する理由を理解する ○経済変動とマクロ指標の関係を理解する ○中央銀行が行う金融政策について理解する ○政府の景気対策について理解する	○経済変動のマクロ的なメカニズムを理解して 理解する ○経済政策についてその手段や狙いを理解する ○中央銀行の金融政策についてその手段や狙いを理解する ○政府の景気対策と財政赤字について理解する ○インフレ、デフレの意味、暮らしへの影響について理解する
経済把握	○ものには価値がある ことを知る ○ものとお金は交換 されることを知る	○地域の生産活動を調査し、ものや お金がどう動いているのかを理解 する ○ものの値段がどのように決まるの かを理解する ○会社のはたらきや役割を理解する	○家計、企業、政府、銀行の間のもの やお金のやりとりについて理解 する ○ものの値段がどうして変わるの かを理解する ○企業はお金を借りて投資を行って いることを理解する ○海外との間のものやお金のやりと りについて理解する	○家計、企業、金融機関、政府、海外の間のもの やお金の流れを理解する ○円高・円安の意味と生活への影響を理解する ○株式会社の機能と役割、社会的責任について 理解する ○企業が行う様々な資金調達方法について理解 する	○家計、企業、金融機関、政府、海外の間のもの、 お金、人の流れの全体図を描く ○金融市場、証券市場、為替市場の動きと機能を 理解する ○企業の成立、存在意義、社会的機能について 理解する ○経済のグローバル化について理解する ○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、 経済情報を収集することができる
その他	○お店の人の工夫や 努力に気づく	○お店の人の思いを知り、様々な苦 労や工夫をしていることに気づく ○納税が国民の義務であることを理 解する	○地域の人々や会社がどのような夢 をもち、どのような努力や工夫を しているかを理解する ○仕事をすることでお金が得られる ことを理解する ○税金の種類とその意義について理 解する	○様々な働き方・職種を理解する ○会社づくりのシミュレーションを通じ、会社 経営のしくみや工夫、努力の必要性を理解する ○選入・選出両面から政府の役割を理解する	○将来の働き方・職種によって収入が異なること を理解する ○職業選択に必要な能力開発や資格取得を行う ○結果を考え、それに必要な知識と実践的な企 画を考える ○会社経営において付加価値を高める方法を理 解する ○経済社会の課題解決に向けて政府が行うべき 施策について考える ○生きたお金の使い方について考える
項目7					○貯蓄、株式、投資信託、保険等、様々な 金融商品の内容を理解する

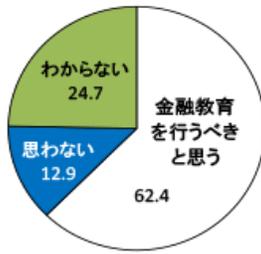
日本証券業協会（JSDA）、『金融リテラシー・マップ』

5 https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/yoshi.html

・図 2-5 金融教育を求める声と実績とのギャップ

■ 金融教育を求める声と実績とのギャップ

金融教育を実際に受けたと回答した人は、金融教育を行うべきと回答した人のうち、8.3%に止まっている。



	金融教育を行うべき との意見の人	うち金融教育を 受けた人
回答者数 (単位: 人)	15,611	1,298
構成比 (単位: %)	100.0	8.3

金融広報中央委員会、『知るぽると』、「金融教育を求める声と実績とのギャップ」
https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/yoshi.html

5 [hi.html](#)

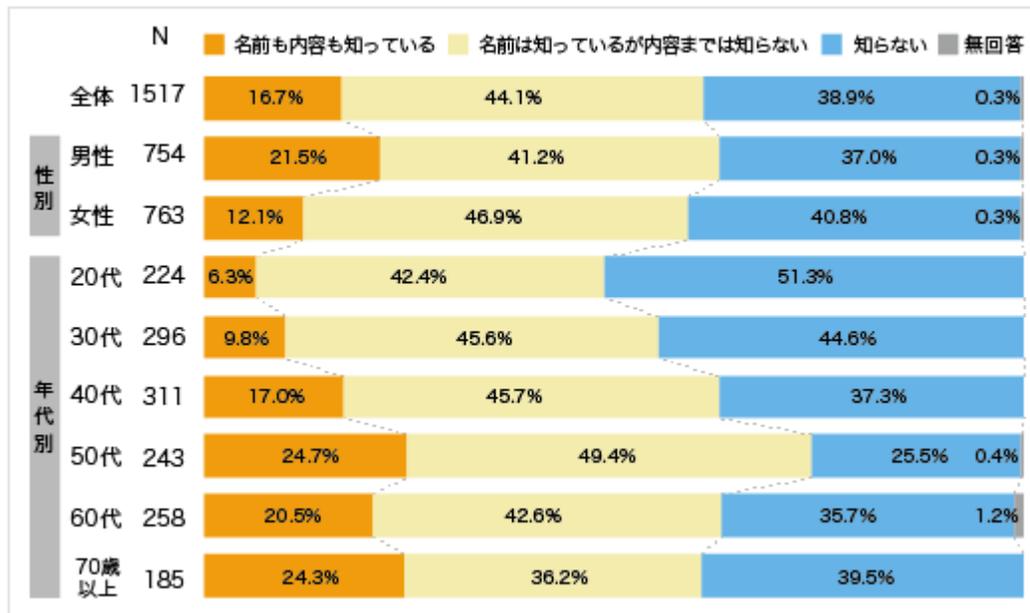
(3) NISA 制度問題

第 1 章でも軽く触れていた通り、NISA 制度は 2014 年 1 月にスタートした、小
 10 額から投資をする人の為の非課税制度である。認知状況は投資信託に比べて少し
 高いことがみられる⁸。しかし、NISA 口座の開設状況として、NISA 制度の認知者
 に対して開設状況を調査したところ、開設率は 13.1%にとどまっているとされて
 いる。NISA 口座の開設していない 86.3%の理由としては、①投資自体に関心がない
 (34.5%)②投資に回すお金がない(30.7%)③制度が複雑でよく理解できない
 (15.9%)④手続きが複雑で面倒(8.5%)⑤年間の非課税投資限度が小さい(3.6%)※
 15 ⁸。上位 5 つの回答にこれらが挙げられている。注目すべきは③制度が複雑でよく
 理解できない、ということである。NISA 制度には 3 つの NISA 制度が存在する。
 そもそも積み立て NISA 制度は、小額から投資ができ、尚且つ非課税であるとい
 う、誰もが進んで投資を行えるようにと打ち出されたものである。しかし今までの
 NISA も、ジュニア NISA も現在の積み立て NISA も比較すると、内容がとても複
 20 雑化しているがために、③の様な意見が続出し、小額から非課税で投資を始めら
 れるはずが、逆に人々から投資を遠のけてしまっているのが現状である。つまり、誰

もが利用できる制度を作るには、よりシンプルな制度に変更する必要があると考える。また、利用する側である私たちはやはり、投資に関する金融リテラシーを向上することが賢明であると考え。そうすればリスク回避や自己資産の運用は、誰もができるようにするのではないかと考える。

5

・ 図 2-6 NISA の認知状況



投資信託協会、『一般向けの首都圏・阪神圏調査結果【2014年（平成26年）調査結果の概要】』、「NISAに認知状況」

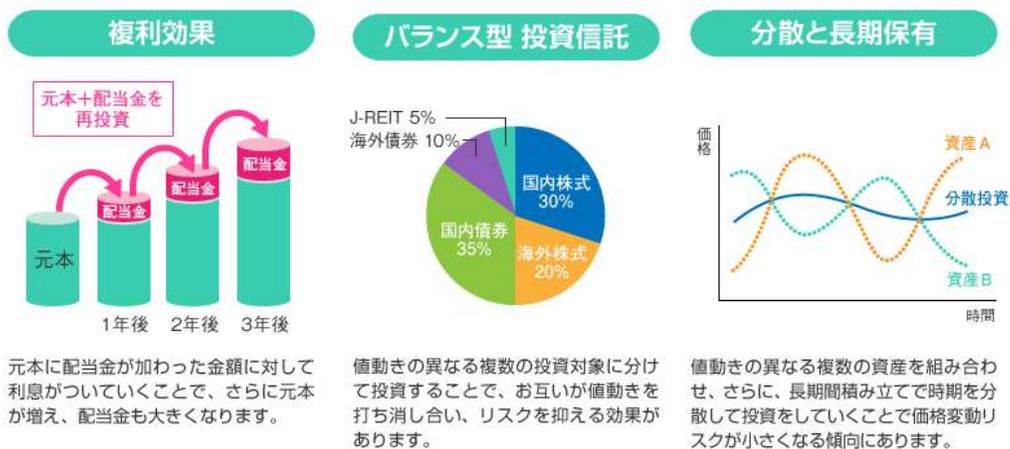
10 <https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/#c24881>

2 節 老後の資産形成

総務省「家計調査年報（平成27年）」によると、2人以上の世帯のうち高齢無職世帯（世帯主が60歳以上の無職世帯、世帯主の平均年齢73.5歳）の実収入（公的年金など）は1か月平均21万1,135円。一方の消費支出は24万7,815円。つまり差し引くと3万6,680円のマイナスであることがわかる。つまり、現在の平均的な高齢無職世帯では、今までの貯蓄を穴埋めにやりくりしているのである。こうした時、必要な資金を作るための手段として、NISAやiDeCo（毎年または毎月一定金額をもとに投資信託などを購入、運用し老後に運用資金を受け取る仕組み）の

利用、または、長期投資が考えられる。中でも老後の資産形成を成功させるには、必要な額を必要な年齢まで着実に作るために、長期でリスクを抑えながら続けることが大切であり、これが長期的投資信託の在り方であると考えられる。例えば、退職後の生活費を52歳から貯めるのであれば、できるだけリスクを抑えながらも、しっかりと増やしていく。その場合、バランス型投資信託により、一つの資産だけにまとめて一度に投資するのではなく、国内外の株式、債券などに分けて投資することがリスクの分散につながる。そこで適しているのがバランス型投資信託である。バランス型投資信託は、一つのファンドの中で分散投資がされるため、一種類の投資信託を購入するだけで、様々な地域・種類の資産への投資が可能になる。これにより、リスク分散と老後の資金形成が可能となる。

・ 図 2-7



金融庁、『セカンドライフのためにお金を貯めたい』

15 <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/case/secondlife/index.html>

老後の資産形成の問題として挙げるのであれば、第2節冒頭にも述べたよう、実収入よりも消費支出が上回ってしまうという現状である。そのためには長期的な投資などによる収入や蓄えが必要になる。老後を迎える前に、長期的投資信託を始められることが、老後の資産形成への安心につながると考える。できるだけ早い段階から、投資についての知識や経験を踏んでおくことが重要となると考える。

3章 日本と米国

1節 3-1 米国の投資信託普及状況

(1) 投資信託の歴史的背景

5 今では世界最大の投資信託国となっている米国だが、投資信託が本格的に資本市場に登場したのは1920年のバブル期のことであり、1950-60年の「黄金期」を経て発展している²。この米国経済の発展の背景には、英国で形成された投資信託が本格的に米国に導入されていたことがある。また、投資信託が米国に普及・浸透した要因として1990年前後の米国の経済状況が大きく関わっていると考えられる。1990年前後から、銀行の投資信託の取扱いに関する10 規制が大幅に緩和され、全面自由化に移行された。他方で家計にとっては証券会社よりも銀行の方が身近な存在であり、かつ銀行は預貯金を主な金融資産とする家計を取り込みやすい金融機関である。また、米国における金融自由化の中で、銀行の本来的な業務で収益をあげにくくなったことや、規制緩和により取15 扱いが可能となった投資信託ビジネスに注力するようになったことも、家計への投資信託の普及・浸透した要因と推定される。その上、1980年から2000年にかけて株価は上昇傾向にあった³。そのため、投資信託が保有者を満足させる運用パフォーマンスも良好であったと考えられる。

20 (2) 投資信託制度

ここでは、米国の投資信託の制度について述べる。投資信託が一般世帯に普及した理由として、80年代以降に、401(k)プランやIRAといった、退職に向けた税制優遇付きの確定拠出型の年金制度が普及したことを挙げる事ができる。

25

² 金融庁、『説明資料』、「家計の金融・投資リテラシーの現状」、平成29年2月3日

³ 大和総研、『米国の家計金融資産の現状と経験』、2014年1月30日

401 (k) プラン

401 (k) プランは、自助努力の年金制度と呼ばれているように、従業者自らが 401 (k) の年金に加入するか、加入する場合の拠出額を決める。拠出金は給与天引きで、企業があらかじめ用意した運用商品メニューの中から投資対象を決定する。給付額は拠出額と運用収益で決まるため、個人差は出てしま
5 う。しかし、税制上の優遇措置が設けられているため、拠出は所得税控除となり、運用益は課税されずに再投資される。また、59.5 歳到達前に引き出した場合は、基本的にペナルティ課税が行われることがあるが、IRA などに資産を移すことにより、ペナルティを受けずに税制優遇のついた資産形成を継続でき
10 る⁴。

IRA (Individual Retirement Account 個人退職勘定)

IRA とは、1974 年に導入された個人向けの確定拠出型年金制度である。401 (k) 同様に個人自らが加入し、拠出額 (年間最高 5,000 ドル) や投資対象を決める仕組みになっている。投資対象は、幅広く認められており、銀行預金、投資信託、債券、株式などがある。IRA の導入の際に 2 つの目的があった。1 つ目は、職場に年金のない従業員に対して、退職資産形成の手段の提供をすることである。2 つ目は、従業員が理転職する際に、職場の年金プランで積み上げた資産を移すことができる受け皿となることである。IRA は、ペナルティなしでの給付を開始できる 59.5 歳を過ぎても、拠出を続けることができるため、ライフスタイルの多様化にも柔軟に対応できる仕組みとなっている⁴。
15
20

以上より米国は投資信託の普及率が高まったと考えられる。

⁴ 野村資本市場研究所編、『米国の投資信託』、2008 年 9 月 22 日

2 節 日本と米国の比較

現在、日本の家計金融資産（約 1,700 兆円）の 52%が現預金である⁵。また、米国に比べ株式・投信等の割合が低く、家計金融資産の伸びは低い水準となっている。図 3-1 と図 3-2 より、米国の個人金融資産構成に占める投資信託の割合は約 11%となっている。一方、日本では約 5%である。日本が米国に比べ投資信託の割合が低いのは、保守的でハイリスクなものに自分の資産を投じることを避ける国民性を持っているからであると考えられる。また、消費者は投資信託を購入する際、手数料を支払わなくても良いものもあるが、手数料を支払わなければならないことのほうが多い。現在販売した投資信託全体の平均販売手数料は低下傾向にあるものの売れ筋商品の平均販売手数料は緩やかに上昇している。また、販売手数料 1%未満の投資信託が増える一方で、3%以上のものも上昇している⁶。そのため、かかった手数料以上の利益を出す必要があるため、懸念する傾向があるとも考えられる。

⁵ 金融庁、『説明資料』、「家計の金融・投資リテラシーの現状」、平成 29 年 2 月 3 日

⁶ 金融庁、『説明資料』、「銀行における販売の実態④」平成 29 年 3 月 30 日

・ 図 3-1 米国の個人金融資産構成比率



投資信託協会、『投資信託の主要統計等ファクトブック』

<https://www.toushin.or.jp/statistics/factbook/>

5

・ 図 3-2 日本の個人金融資産形成の比率



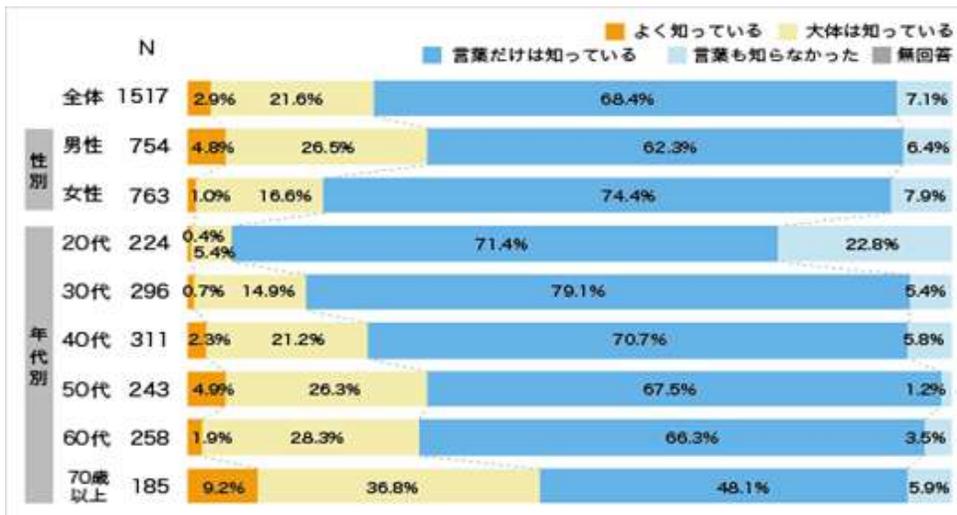
投資信託協会、『投資信託の主要統計等ファクトブック』

<https://www.toushin.or.jp/statistics/factbook/>

3 節 日本の課題解決に向けて

ここで、日本の課題解決に役立つ解決策を考える。まず、日本における投資信託に対する認知度を、図 3-3 より見ると、「よく知っている」、「大体知っている」、「言葉だけ知っている」という回答が全体の 90%以上を占めていて、投資信託の言葉の認知度は高い。しかし、図 3-4 を見ると、投資信託を「今まで持ったことがない」、「言葉も知らなかった」という回答が全体の約 85%を占めている。投資信託という言葉は知ってはいるものの、実際に保有し運用している人の割合が低い。

・ 図 3-3 投資信託の認知状況

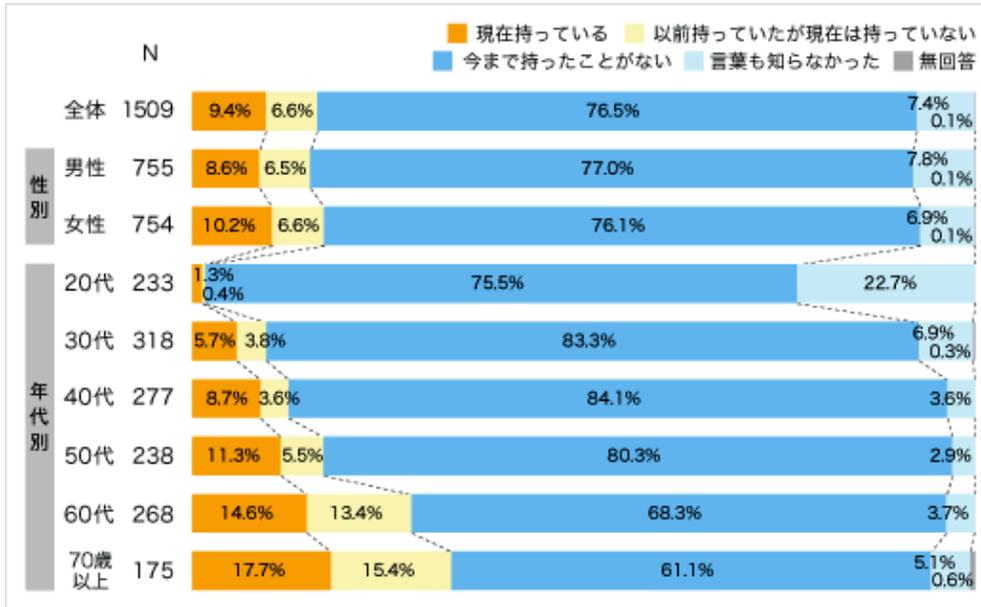


10

投資信託協会、『一般向け首都圏・阪神圏調査結果【2014年（平成26年）調査結果の概要】』

<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/>

・ 図 3 - 4 投資信託の保有状況



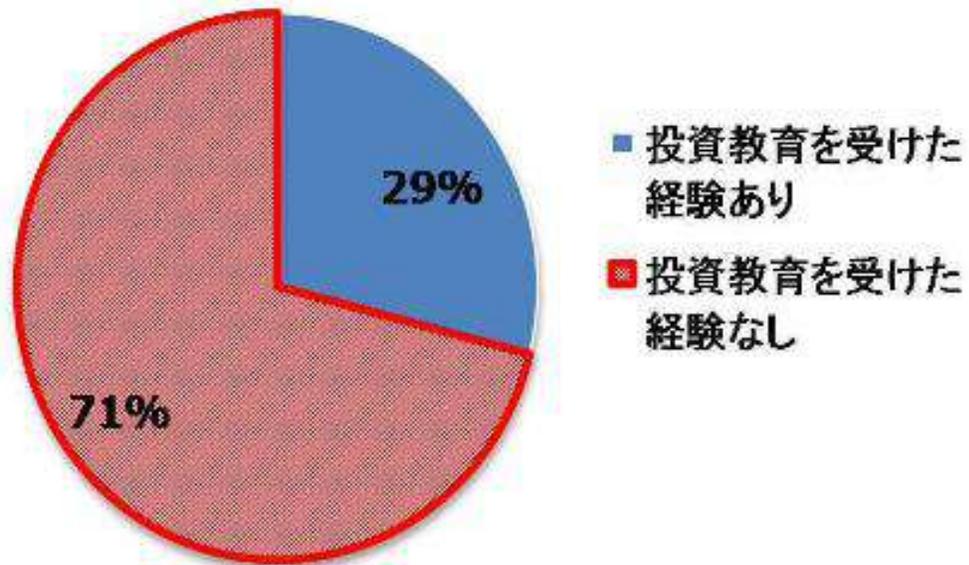
投資信託協会、『一般向け首都圏・阪神圏調査結果【2014年（平成26年）調査結果の概要】』

5 <https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/>

さらに、図 3-5 より投資教育を受けた経験があると回答した人は約 30% しかいないことが分かる。図 3-6 では、図 3-5 で投資教育を受けた経験なしと答えた人に「今後、金融や投資に関する知識を身に付けたいと思うか」のアンケート調査の結果である。図 3-6 より分かる通り、「知識を身に付けたいと思わない」と回答した人は約 70% もいた。理由として、図 3-7 より、「そもそも興味がない」という回答が多くを占めていたが、「投資は損をするリスクがあり、怖いものだと思う」という回答が次に多く投資に対する不安を持っていることが分かる。

15

・ 図 3 - 5 金融や投資に関する教育を受けた機会の有無

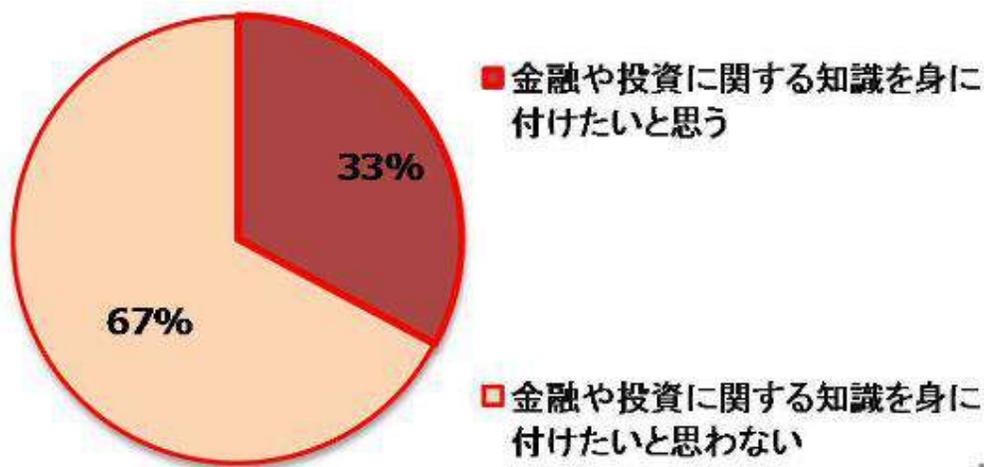


金融庁、『家計の金融・投資リテラシーの現状』

<http://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryou/20170203/03.pdf>

5

・ 図 3 - 6 今後、金融や投資に関する知識を身に付けたいと思うか



金融庁、『家計の金融・投資リテラシーの現状』

<http://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryou/20170203/03.pdf>

・ 図 3 - 7 投資は必要ないと思う理由



金融庁、『家計の金融・投資リテラシーの現状』

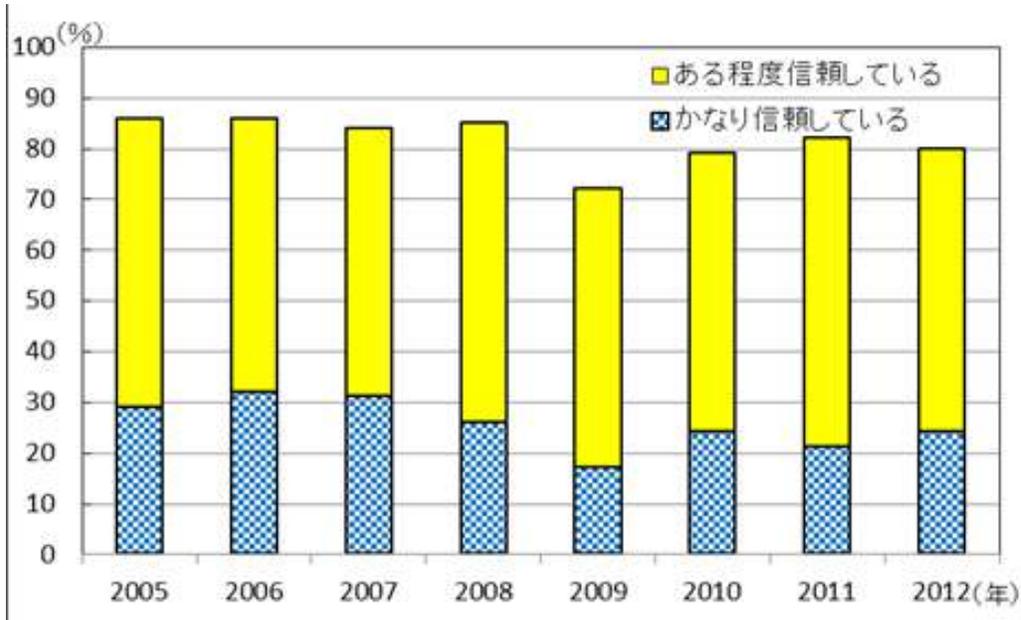
<http://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryuu/20170203/03.pdf>

5

一方、米国だが、図 3-8 より、投資信託を信頼している人の割合が高い。投資信託についての知識を持っているだけではなく、投資信託が保有者を満足させる運用パフォーマンスや自分の資産を実際に運用した経験があることが理由として考えられる。

10

・ 図 3-8 投資信託保有世帯の投資信託への信頼性の推移



大和総研、『米国の家計金融資産の現状と経験』

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140130_008155.pdf

5

日本に投資信託が普及・浸透されていないという課題解決に向け、まずは投資信託に対する知識を深めることが必要である。金融リテラシーとして学校の授業で投資信託について学ぶだけではなく実際に運用を体験させることも必要ではないか。実際に運用してみることで投資に対する恐怖感や嫌悪感が緩和

10 することができるのではないか。さらに1節で述べた米国のような規制緩和等を導入することで家計に投資信託が普及し運用者数が増加すると推定した。

を受け取ることができる。自営業者や、フリーランスの人は国民年金基金や、確定拠出型年金（個人型）に任意で加入することができる。3階に相当する企業年金は、勤務先の企業が厚生年金制度や確定給付企業年金などの企業年金制度を導入していれば、さらに上乗せして年金を受け取ることができる。そして、確定拠出年金は、公的年金に上乗せされる年金制度であり、加入者自身が運用指図を行い、その結果によって支給額が変動する。

2 節 個人型確定拠出年金年金（iDeCo）の活用と投資信託

10 個人型確定拠出年金とは iDeCo（イデコ）Individual type Defined Contribution pension Plan の略である。また、iDeCo の中に企業型確定拠出年金は含まない。iDeCo のメリットとしては、掛け金が全額所得控除となることが挙げられる。例示すると、年 20 万を掛け金として支払っていた場合、所得税住民税は対象額から 20 万を差し引いた額で計算されることになる。よって、毎月拠出する掛け金が大きく、所得が高いほど節税の効果は増幅することになる。ただし、収入のない主婦は控除の対象外のため、節税の恩恵を受けることができない。また、運用益も非課税で、そのまま再投資されるため、追加で税金発生する心配もない。このことから、デメリットとしては自ら運用する必要があることや 60 歳まで原則解約不可能であることなどが挙げられる。

25 自ら運用するということは当然知識が必要となる。だが、これまで投資を行ってこなかった人が自らのライフプランに則った目的投資をすることは難しい。後述するが、60 歳まで原則解約不可能であることや、余剰資金の把握等問題があり、金融リテラシー及び、証券化商品に対する知識が効率的な運用のためには必要となる。だが、その知識を付けた後に iDeCo を活用するのでは非効率的だ。だが、投資信託を利用することによってこれらの問題は解決される。投資信託を利用することの最も大きなメリットはプロに運用を任せることができることにある。これにより自らライフプランに則った商品選択や運用を行うといった負担が取り除かれる。iDeCo
30 と投資信託は同時に利用することで相乗効果を期待することができるため

最適な組み合わせと言える。また、超長期での運用を予定している iDeCo
にとって、期間が長いほど効率的な投資が可能となる投資信託は最も適し
た運用手段といえる。運用側にとっても中途解約による資金減少が発生し
ないため運用負担は減少するだろう。加えて、iDeCo に合わせ顧客のライ
5 プランに則ったサービス、商品を提供することで投資信託の需要が増
加、利用者や規模の拡大につながる事が予想される。

もう1つのデメリットとして確定拠出年金制度の狙いの中に、計画的な
ライフプランニングを促し、老後の資産を安定化させるというものがあ
る。そのため、早期解約によって老後に生活保護受給者が増える要因は排
10 除したい狙いがあり、原則解約不可能となっている。

しかし、60歳まで原則解約不能という制度は、利用者にとってはデメ
リットかもしれないが、投資の拡大という視点で見るときは活用できる制
度であると考えられる。iDeCo に資金の一部を割り当てる為、子供の教育資金
や住宅購入などの60歳に至るまでの間に発生するライフイベントに対し
15 て資金が不足するはずなのだ。資金の不足を補うため、iDeCo という制度
の拡大に伴い、目的のライフイベントまでの中期的投資を利用する人が増
えることが予想される。

以上のことから、iDeCo は投資信託との相乗効果を期待でき、利用者
と運用会社双方にメリットがあるため今後の制度拡大に合わせ投資信託の重
20 要性が高まると推測される。

第5章 今後望ましい投資信託の在り方

1節 投資信託の現状から考える問題提起

(1) 投資信託の現状

5 現状、投資信託が家計にとって長期・安定的な資産運用手段として活用されているとみることができないと言える。

この結果の裏付けとして、投資信託の問題点として3章で挙げた日本の個人金融資産の形成比率（図3-2）や投資信託の保有状況（図3-4）がある。また、投資信託の認知状況を鑑みても投資信託が現状盛んに利用されているということとはできない。

10 だが、投資信託は今後の経済活動においてなくてはならない存在であるという事実もある。

預金とその利子だけで老後の資金が十分賄える経済状態ではない今、投資信託は積極的に活用されるべきであると言える。

15

(2) 投資信託の抱える問題点

しかし、投資信託を利用せずともある程度家庭が存続できてしまっている現状、投資という概念が詐欺や博打に近いという認識の違い、元本割れの不確実性を孕んでいるという不安、投資を生活に組み込むことによる今まで全くなかった概念を生活の中に入れることに対する恐怖などの要因が心理的に投資信託の利用に二の足を踏んでいるのではないか。

またこれらの人は図3-4において言葉だけは知っているが投資信託を利用していないに属している人であると予想した。

25 根本的な考えとして、どれだけ低いリスクでも0にすることはできない。データでは説明できない心理的不安は投資信託を利用するにあたって決して小さくない障害となっていることは断言できる。

30 実際に、投資をしてみるとわかることだが、例え自身の選択に数学的根拠や信用に足りるデータを持っていたとしても、それは投資額を割らない根拠にはならない。投資を行う以上、0に近づけることはできても決して0にはならないリスクが存在することは明確である。

我々は大学で学び、調査を行っている。このことから世間一般の人よりも金融リテラシーは高いと言える。だが、どんなに金融教育を受けたからと言ってリスクを0にすることはできない。また、知識をつければつけるほどリスクを0にすることの不可能さを目の当たりにしていると言える。金融リテラシーをもっている我々でさえ、リスクの不安に悩むのだからリテラシーが不足している人が投資信託のリスクについて触れたとき、自分の理解の外にあることが漠然とした不安となり投資信託（リスク資産）に対して二の足を踏んでしまうことは仕方がないと言える。

10 2節 投資信託の抱える問題点の解決

(1)問題点の解決に向けた条項整理

1節で述べた、いくつかの問題点について解決することができれば、投資について投機や博打とは違うことが理解できるだろう。リスクは常に生活の中にあり、目に見えない形として存在していることはリテラシーが低くとも経験上理解しているはずだ。例えば、勤務先の破産や、天災で家が壊れてしまう可能性、不慮の事故による怪我など常に身の回りにリスクは潜んでおり、きちんと対策を立てて生活しているという点で同じだ。また、“貯蓄を行うこと、も失業の再収入がなくなるかもしれないというリスクに対する対策をとっているとみることもできる。以上のことからリスクに対する考え方は金融リテラシーの向上で一定量緩和されると予想される。

話が一転してしまっただが、上記の問題について考えていく。いくつかある問題の根本となっていることは金融リテラシーの不足である。投資が博打や投機と同じ位置にあること、知らないことに対しての根本的恐怖などはすべてリテラシーを身に着けることである程度は緩和される。

肝心の金融リテラシーに対する問題は、今後の教育に取り入れることや、社会人セミナーなどの普及で徐々に高まっていくことだろう。それを待つのも一つの手だとは思いますが、それでは遅いのではないか。

投資信託の普及のために社会が成熟するのを待つことは効率的とはいえない。そこで我々は、投資信託の普及に向けての提案を行う。

ここでの最重要目的は投資信託の普及にあると仮定し提案を進めていく。

投資信託が普及するために、もっとも単純かつ効果的であると考えられることは、利用者を増やすことである。

- 5 利用者が増えることによって、固定コストの割合が減少し、規模の拡大による経済の循環効率が上がることは各産業、業種問わず明確となっている。
- また、日本人的思考として周りがやっているから自分も、宣伝として効果的と言われている口コミや情動的な観点からみても、「周りがやっているからやる」、「知り合いがやっているから」といった理由で投資信託に参入するハードルが
- 10 下がるのが予想される。こちらについては意識の問題になるため一概に予想通りいくとは考えられないが、出る杭は打たれる日本人的思考を考えると、筆者の体験を踏まえてもあながち見当違いとは言えない予想ではないかと思われる。その除いても知人がやっている、同じ問題に対し身近に考える、話せる人がいるというだけで投資信託に対する心理的ハードルが下がることは確実に
- 15 あるため利用者の増加がさらなる利用者の増加を呼ぶことは期待ができる。で実際に利用者の増加に向けて有効な手段を考える。

- 一番大きな問題点は、投資信託がそもそもどんな仕組みなのか理解していないことにある。知らないものは知ることができない。なぜなら知らないからだ。禅問答のような文だが、投資信託について自分には関係ない、必要ないと思っ
- 20 ている人はどんなに投資信託を勧めても耳も傾けないだろ。なぜなら必要ではないからだ。

- このため、まずは投資信託について正しく周知させることが、最も解決すべき問題だと言える。図 3-3 にある、投資信託の名前は知っているがいくら増えても直接的な利用者にはつながらない。名前だけでなく、仕組みと活用法を理
- 25 解して初めて投資信託が選択されるのだ。今のように投資信託が選択肢にも上がらない現状を解決することが最優先といえる。

(2) 具体案と併せた問題解決へむけての提言

では、どう投資信託を勧めていくのかについて述べていきたい。

- 30 一般大衆に投資信託を認知させるための方法は 2 通り考えられる。1 つは興味

を持たせることによって自ら調べるように仕向けること、もう1つは必要に迫らせることで自ら調べさせることだ。投資信託の普及は、興味を持った人、または必要に迫られた人を対象に知識を与えることが良いと考える。

5 核心に触れる前に、必要に迫らせるとはどういうことかを説明する。例を挙げると大学入学にあたり奨学金を借りている人、また借りようと考えた人は多くいるはずだ。奨学金を借りなければいけない理由は人それぞれだと思うが、元をたどれば資金の不足にあるだろう。資金が不足した状況での学費、生活費が必要であるという「必要」に迫られた状況があったため、奨学金について調べ、奨学金を借りるという選択肢を取った学生は多くいるのではないか。必要
10 に迫られるとはこういうことだと私は考える。

また、奨学金の話に付随し、必要に迫られて選択したのかもしれないが、奨学金とは借金の一種であることは明確である。だが、奨学金を借りることに対して借金を借りることよりも抵抗が少なかった人は多かったのではないか。奨学金と借金はイコールで結ばれると強く認識したうえで借り入れた人が大半だったのか。私はそうではないと考える。
15

結局は、周りのみんなも借りている、借入先の機関が安定しているといった理由が心理的な抵抗を緩めた原因と思われる。そして私は投資信託の普及のカギはここにあると考える。

例えば、大学生の時に資金が必要になることが分かっている、将来の財政状況
20 に不安がある。その際、将来奨学金を借りることになるのが目に見えている場合、将来借金をするのではなく投資信託によって将来の負担を減らしませんか？といった必要を見越した選択肢を与えることができるのではないか。奨学金の制度が普及してきた今日、親が奨学金制度を利用して育ってきた家庭も多くあることだろう。そういった家庭の必要に対して奨学金と双肩を並べるように
25 に商品を提案していけば、投資信託の普及に大きく影響できるのではないか。また、子供の時点から金融リテラシーを高める結果にもつながる。リテラシーの上昇で投資信託という選択肢が脚光を浴びるようになる過程は上記のとおりである。

教育という決して外すことのできないライフイベントに則った商品の提案
30 は、顧客に寄り添う投資信託としてのCSRも達成できることだろう。

終章

日本では「貯蓄から投資へ」というスローガンの下、資産保有を貯蓄の状態ではなく運用することを推奨してきた。しかし、投資信託を含む資産運用は家計の資産形成手段として十分に機能できていない。2017年段階で日本の個人金融資産に対する投資信託の割合が約5%というところからも投資信託に向けられている意識は低いことがわかる。これらの原因には金融リテラシーの不足やリスクに対する不安などが根本にある。近年ではNISAや個人型確定拠出年金制度など資産運用をより効率的に、家計にとって有意義になるような制度が多くあるが、依然として充分とは言えない。

10 本稿では上記の問題解決のため、2章で投資信託の問題点を述べ、3章では資産運用において日本より先にいる米国との比較し、5章で今後の投資信託の認知度向上、普及に関しての提言を行った。

15 人生のライフプランに資産運用は不可欠であるこれからの社会において投資信託は選択肢を超え、生活と密接に関わっていく必要事項として家計の資産形成手段になることを願う。

以上

参考文献

- ・投資信託協会、『そもそも投資信託とは?』、閲覧日 10 月 20 日。
5 <https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/about/what/>
- ・金融庁、『NISA の概要』、閲覧日 10 月 20 日。
<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/overview/index.html>
- 10 ・投資信託協会『投資信託の仕組み』、閲覧日 10 月 20 日。
<https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/about/scheme/>
- ・投資信託協会『運用対象での分類』、閲覧日 10 月 20 日。
<https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/type/category/>
- 15 ・投資信託口座、『モーニングスター』、閲覧日 10 月 20 日。
<https://www.morningstar.co.jp/moneyschool/fund/d20.html>
- ・投資信託協会、『ETF の仕組み』、閲覧日 10 月 20 日。
20 <https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/etf/scheme/>
- ・『投資信託はいつ生まれた? わかっておきたい投資のこと man@bow
まなぼう』、閲覧日 10 月 20 日。
<http://manabow.com/trust/chapter2/1.html>
- 25
- ・日本銀行調査統計局、『家庭金融資産構成』、閲覧日 10 月 20 日。
<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>
- ・一般社団法人投資信託協会『投資信託の世界統計』「投資信託残高上位 10 カ国
30 (2017 年 6 月末)」、閲覧日 10 月 20 日。

<https://www.toushin.or.jp/statistics/world/>

・一般社団法人投資信託協会、『投資信託の認知状況』、閲覧日 10 月 20 日。

<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/#c24881>

5

・日本証券業協会（JSDA）、『金融リテラシー・マップ』、閲覧日 10 月 20 日。

https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/yoshi.html

10 ・金融広報中央委員会、『知るぼると』、「金融教育を求める声と実績とのギャップ」、
閲覧日 10 月 20 日。

https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/yoshi.html

15 ・投資信託協会、『一般向けの首都圏・阪神圏調査結果【2014 年（平成 26
年）調査結果の概要】』、「NISA に認知状況」、閲覧日 10 月 20 日。

<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/#c24881>

・金融庁、『セカンドライフのためにお金を貯めたい』、閲覧日 10 月 20 日。

20 <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/case/secondlife/index.html>

・金融庁、『説明資料』、家計の金融・投資リテラシーの現状、平成 29 年 2
月 3 日、閲覧日 10 月 20 日。

<http://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryoku/20170203/03.pdf>

25

・金融庁、『説明資料』、「銀行における販売の実態④」、平成 29 年 3 月 30 日、
閲覧日 10 月 20 日。

<http://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryoku/20170330/03.pdf>

30 ・大和総研、『米国の家計金融資産の現状と経験』、2014 年 1 月 30 日、閲覧日

10月20日。

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140130_008155.pdf

- 5 ・投資信託協会、『投資信託の主要統計等ファクトブック』、2017年6月末、
閲覧日10月20日。

<https://www.toushin.or.jp/statistics/factbook/>

- ・投資信託協会、『一般向け首都圏・阪神圏調査結果【2014年（平成26年）
調査結果の概要】』、閲覧日10月20日。

- 10 <https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/11681/>

- ・野村資本市場研究所編、『米国の投資信託』、2008年9月22日、閲覧日
10月20日。

- 15 ・三谷 進、『アメリカ金融市場の発展と投資信託システム-1990年代を中心
に-』、2003年11月、閲覧日10月20日。

http://wwwbiz.meijo-u.ac.jp/SEBM/ronso/no4_2/MITANI.pdf

日本証券業協会北星学園大学講義配布資料

20